

## 第Ⅷ章 整備

### 第1節 方向性

遺構・遺物を確実に保護・保存するために適切な整備を行います。その上で、史跡の活用を実施・充実させるための整備を行います。

この整備を実施する範囲として、全体計画は現在の指定地だけでなく今後保存を必要とする範囲を含んでおり、全ての整備を完了させるには長期間が必要です。そのため、全体計画を中・長期計画とし、短期計画で現在の史跡指定地内の整備を行うものとします。

なお、計画範囲は住宅地に接していることから、整備範囲の外周やⅢ地区等に付帯施設を整備する場合には、生活環境や周辺住民の利用にも配慮した整備を図ります。また、公有地化の進展と共に草地や樹林、湿地として経過した指定地は、人為的に管理されつつ自然環境を構成していることから、史跡の保存・活用に支障を及ぼさない範囲で、現状の環境の保全にも配慮した整備を行います。

### 第2節 方法

#### (1) 保存のための整備

遺構の保護・保存を目的とした整備を実施します。これは、中・長期計画、短期計画とも同様であり、保護盛土と樹木整理が主な行為となります。また低湿地には現在も多くの有機質遺物が存在しており、これらの確実な保存のため、盛土を含む重量物の設置を避け、地下水位のモニタリングや水分環境の維持に努めることが重要となります。

さらに、情報発信を行うことで遺跡の本質的価値の普及と啓発に努め、将来にわたる恒久的な保存を図ります。

##### ○遺構保護（Ⅰ－B～Ⅰ－D地区）

- ・ 史跡内は遺構保護処置（盛土）を行い、遺構を確実に保護する。
- ・ 遺構に影響する樹木を整理する。

##### ○谷・低湿地の保護（Ⅰ－A地区）

- ・ 近代以降に周辺から流入した土砂や盛土は極力除去し、谷・湿地としての状態を再生する。
- ・ 水生植物の育成により、水分が豊富な環境を保全する。
- ・ 重量物（盛土、建造物、等）を設置しない。
- ・ 低湿地の有機質遺物保存を目的に、土壌水分量が低下しないよう保護し、地下水位のモニタリングを行う。

##### ○普及啓発

- ・ 普及啓発のための情報発信を実施する。

#### (2) 活用のための整備

真福寺貝塚における活用では、豊かな自然環境を活かし、縄文人と自然の関わりを体験・体感することを目指しています。整備において、その実現のためのしつらえや仕掛け、仕組みを整え、活用の充実を図ります。

整備目標時期を縄文後期から晩期に定め、地形の復元的整備や、遺構表示等は遺跡の調査・研究成果に基づいて整備を行います。来訪者が、当時の環境や暮らしを想像し易い自然環境を目指します。また、地域住民や来訪者に遺跡を身近に感じ、親しんでもらうための景観づくりを行います。

史跡の管理を補完し、活用の充実を図る上では、来訪者を迎え入れ、様々な活動の拠点となる場が必要です。市の上位計画との整合を図りながら、それらの整備に向けた検討が必要です。具体的には、駐車場、便所等の便益施設、学習活動やボランティアの活動の拠点となるガイダンス施設、管理・活用用具の倉庫などがあります。

○地形の復元的整備・遺構表示

- ・ 高まりと窪地、谷・低湿地が一体となる地形を復元的に表現する。
- ・ その際、周辺地形との調和や調査・研究のための発掘調査を考慮する。
- ・ 住居跡の表示、土坑（貯蔵穴）・貝層のレプリカ展示等、くらしの痕跡を現地に表現する。

○自然環境の整備

- ・ 管理林・二次林・自然林など、縄文人と自然との関わり方を表す植栽を整備する。
- ・ 縄文時代の谷・低湿地部分は、現状の湿地環境を生かした整備を行う。

○親しみのある景観づくり

- ・ イベント等にも利用可能な集落の広場を整備する。
- ・ 縄文時代に生育が想定される植物の内、季節性のある植物を選択的に増殖するゾーンを設ける。
- ・ 周辺環境の整備においては、鑑賞性のある水生植物や有用植物を取り入れた景観をつくる。

○広域的な視点に基づく環境保全

○活動・学習拠点や活動支援の整備

- ・ 活動・学習を支える機能として、案内解説、休憩、展示、管理、便所、倉庫等が必要。
- ・ これらの機能を備えた活動拠点施設は、有意義な活用のためにも史跡に近接していることが望ましい。機能に則した効果的な配置を検討する必要がある。

**ガイダンス機能と駐車場**

ガイダンス機能と駐車場は、史跡の有効な活用のためにも、整備が必要です。候補地として、史跡指定地に近接し、かつ大型バスの利用が可能な場所を検討する必要があります。



第 21 図 駐車場等候補地

### (3) 課題：泥炭層への水源の確保

現状の雨水排水路は、史跡の本質的価値を有しないその他の要素であり、整備にあたっては指定地外への移設を検討する必要があります。

その場合、同水路の機能や整備計画との調整を図る必要があります。また、同水路は古来の真福寺谷上流域の排水機能を継承している可能性が高く、古い時代から、上流域の降水・湧水を史跡周辺へと通水し、泥炭層遺跡の水環境涵養にも効果をもたらしていたことが想定されます。この点で、泥炭層遺跡への水分供給源としての利用も併せ検討しなければなりません。ただしその際には、指定地内への通水水量やその水質等が、史跡の保存管理及び活用に支障のないことが要件となります。

一方、同水路を指定地外に移設する場合には、泥炭層遺跡への水源を確保する必要が生じます。その方法としては、削孔井戸等が考えられます。ただし揚水位置等については、周辺の地下水位の状況を調査し、土壌水分量の低下等による遺構・遺物への影響がないよう、十分な検討が必要となります。

### (4) 整備の事業計画

#### ① 中・長期計画

中・長期計画は、今後保存を必要とする範囲の史跡追加指定及び公有地化が進んだ段階で実施します。

今後、中・長期計画の整備に向けて、整備のための発掘調査・研究を行い、その成果を保存・活用・整備に活かすものとします。

第4表 事業工程表（中・長期）

	5年後	10年後	20年後	30年後	40年後	50年後	60年後
整備事業	第1期整備 H31～33		第2期整備			第3期整備 (今後保存が必要となる範囲が追加指定・公有地化されてから)	
公園としての活用		H34～	第1期整備完了範囲を公開・供用	第2期整備完了範囲を公開・供用			全面公開・供用

※ 事業工程は平成28年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを図るものとする

#### ② 短期計画

短期計画は、平成34年度の供用開始を目標に実施します。

この整備は、中・長期計画の整備と整合性のある計画とします。

第5表 事業工程表（短期・第1期）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
調査		発掘調査						供用開始
		地下水位調査	地下水位調査					
		古環境調査						
計画・設計	保存活用計画		基本計画	基本設計	実施設計			
整備工事					整備工事			

※ 事業工程は平成28年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを図るものとする

## 第IX章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

史跡の適切な保存・活用の充実のために、運営体制を整備し、拡充を図ります。そのためには市民の理解と協力が不可欠となります。また、関連機関・関連団体との連携や、市内文化財を一体的に保存・活用する体制を目指します。

### 第2節 方法

- 管理責任者
  - ・さいたま市教育委員会生涯学習部文化財保護課が管理責任者となり、国指定史跡であるため現状変更に関する協議は文化庁・埼玉県と協議し、指導を受ける。
  
- 市民の理解と協力（協働）
  - ・市民の理解と協力が不可欠であり、管理・活用のパートナーとして参画を促す。
  - ・短期計画が終了する平成33年度を目標にボランティアの参画を始動し、日常管理や活用における協働に努める。
  
- 関係機関・関連団体との連携
  - ・国・県・市関連部局や各種団体との連携を図る。
  - ・周辺公共施設と連携し、周辺環境の保全に努める。
  - ・周辺交通機関等と連携し、遺跡へのアクセス等の充実を図る（例えば最寄駅と遺跡間の交通手段等）。
  
- 行政の体制整備
  - ・真福寺貝塚と、市内に所在する記念物等（史跡見沼通船堀、特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地など）を一体的に保存・活用するための運営体制を整備する。
  - ・関係機関と情報共有を図る。
  
- 日常管理等の充実
  - ・中・長期計画において日常管理・活用の充実を図る際には、他の史跡における運営実績をも踏まえ、指定管理者制度の導入も含めて検討する。

## 第X章 施策の実施計画の策定・実施

本計画の最終目標範囲は、現在の史跡指定地に加え、今後保存を必要とする範囲を含んでいるため、中・長期での計画となります。

### ① 短期計画

短期計画は現在の史跡指定地内を主たる対象範囲とし、平成31～33年度に保存・活用のための整備を実施します。その際には整備のための調査を実施し、その成果を整備に活かすものとします。この間、さいたま市が管理を行う一方で、ボランティアを育成し市民参画の体制を整えます。これと並行して、今後保存を必要とする範囲については、史跡への追加指定に向けた取組を継続し、土地所有者から同意をいただいた箇所から順次、その実現を図っていきます。

### ② 中・長期計画

中・長期計画は、今後保存を必要とする範囲の追加指定・公有地化が進んだ段階でそれぞれ整備を実施します。継続的な調査・研究を行い、その成果を中・長期計画に反映しより良い整備を目指します。

第6表 実施計画

項目	短期(H28～33)	中・長期
調査・研究	・第1期整備のための発掘調査を実施する。 ・既往の発掘調査情報に関する調査を実施する。	・遺跡の価値の解明のための継続的な調査を実施する。
追加指定	・今後保存が必要となる範囲について、優先して追加指定を目指す。	・今後保存が必要となる範囲について、優先して追加指定を目指す。
公有地化	・指定地内の未公有地を最優先して公有地化する。	・追加指定後に今後保存が必要となる範囲の公有地化を目指す。
整備事業 (保存のための整備) (活用のための整備)	・第1期整備を実施する。	・中期計画:第2期整備 (今後保存が必要となる範囲の追加指定・公有地化がある程度進んだ段階で実施する) ・長期計画:第3期整備 (今後保存が必要となる範囲が追加指定・公有地化された後実施する)
公園としての活用	・H34～ 第1期整備完了範囲を公開・供用開始。	・中期計画:第2期整備完了範囲を公開・供用 ・長期計画:第3期整備完了後、全面公開・供用
ボランティア団体育成	・ボランティア団体の組織化を目指す。	・ボランティア団体の拡充・活動の充実を図る。 ・指定管理者制度を検討する。
体制整備	・国・県・市関連部局や各種団体との連携、および情報共有を図る。	・市内の文化財を一体的に保存・活用する体制を整備する。

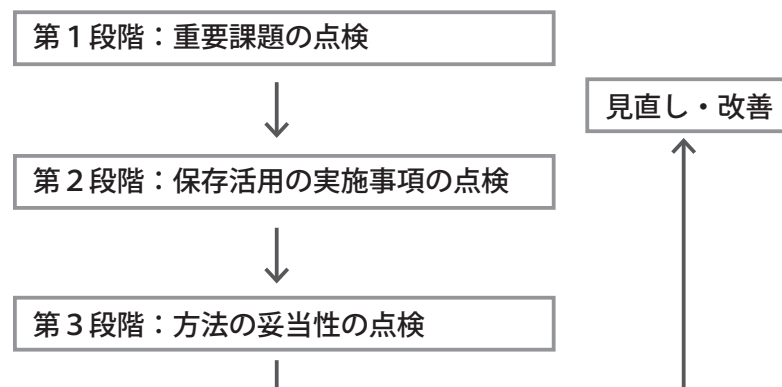
## 第X I章 経過観察

### 第1節 方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組む必要があります。その中で定期的な経過観察を行うことで、理念に立ち返り、現況を把握分析し、問題点を改善していくことが求められます。この経過観察は、史跡の管理責任者であるさいたま市教育委員会文化財保護課が主体となって実施します。経過観察における点検・分析の結果は、中・長期計画実施の際に保存、活用、整備、運営・体制の計画の修正・改善に有効となります。さらに将来の史跡再整備の指標となります。

### 第2節 方法

保存、活用、整備、運営・体制の各々の点検・分析を三段階に設定しています。



#### ・第1段階：重要課題の点検

保存活用の理念に対し、各項目についてどの程度達成出来ているか確認することで、現状を把握し、目標を明らかにします。

- 保存・活用の理念
  - ① 貴重な遺跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承する。
  - ② 地域の人々が遺跡のもつ価値を共有し、積極的な保存・活用への参画を目指す。
  - ③ 自然環境を利用し、縄文人と自然との関わりを体感する。また、遺跡の学史的価値の学びの場、さらに市民の憩いの場としての遺跡のあり方を目指す。
  - ④ 遺跡の確実な保護・保存のための整備を実施する。  
その上で、縄文時代の自然利用のありかたを体験・活用するための場を整備する。
  - ⑤ 遺跡の確実な保存管理と施設の維持管理のための体制、及び積極的・継続的な活用を行うための体制を整える。
- 重要課題点検時の状況の把握  
重要課題を点検する時点の状況で、保存・活用の理念がどの程度達成できているか、5段階（非常に高い・やや高い・普通・やや低い・非常に低い）で判断します。その上で、当面の目標として（3年後、等）、同様に5段階で判断することで重要課題を点検します。

・第2段階：保存活用の実施事項の点検

保存活用で実施している事項を確認します。

理念の実現に向けて、何に取り組んでいるのか、保存、活用、整備、運営・体制の項目ごとに実施事項を整理して点検項目とし、達成の可否を確認します。

第7表 実施項目の点検指標一覧

	点検項目案
① 保存	史跡指定地内の遺構・遺物は確実に保護されているか
	遺跡の価値を共有し、保存が行われているか
	史跡の本質的価値を有しないその他の要素(工作物・道路・水路・樹木)について、除却が行われているか
	泥炭層の地下水位モニタリングは十分に行われているか
	モニタリング結果を基に遺構保護対策が行われているか
	水生植物による水分維持は十分か
	今後保存を検討する範囲は追加指定を目指しているか
	指定地内の未公有地の公有地化に向けた働きかけをしているか
	② 活用
縄文人と自然との関わりを体感できる活用が行われているか	
自然環境を利用した活用が行われているか	
遺跡の学史的価値の学び場として機能しているか	
市民の憩いの場として活用されているか	
遺跡内の展示は適切に行われているか	
教育機関(小・中・高・大)との連携は図られているか	
生涯学習活動との連携は図られているか	
関連遺跡との連携は図られているか	
情報発信は十分に行われているか	
継続的な調査・研究が行われているか	
整備事業に関連した各種調査・記録は整理・公開されているか	
③ 整備 (保存)	
	低湿地の土壤水分量を保つための整備が行われているか
	遺構に影響する樹木は伐採等適切に処理されているか
	普及啓発のための情報発信を行っているか
	(活用) 遺構の表現は学術的根拠に基づいているか
	生活要素(住居跡、土坑、貝層)の表現手法は、正しく、分かりやすく、説得力のあるものか
	集落の広場は活用に適した整備がなされているか
	活用施設(ガイダンス機能、解説板、四阿、倉庫など)は活用に有効な整備となっているか
活用施設は景観に調和したものとなっているか	
④ 運営・体制	保存管理・活用に必要な、適切な体制が整えられているか
	市民と協働での保存・活用の運営が図られているか
	国・県・市関連部局との連携が図られているか
	周辺公共施設・交通機関との連携が図られているか
	市内の文化財を一体的に保存・活用するための運営体制となっているか
	関連機関との情報共有は図られているか
	維持管理・運営に必要な予算は十分確保できているか

・第3段階：方法の妥当性の点検

第2段階の実施項目が円滑に進められているか、などの妥当性を確認します。

第8表 方法の妥当性の点検指標一覧

	点検項目案
① 保存	遺構・遺物の保護方法は正しいものか
	遺跡の正しい価値を共有しているか
	史跡の本質的価値を有しないその他の要素(工作物・道路・水路・樹木)の取り扱いが正しく行われているか
	史跡の本質的価値を有しないその他の要素の除却は遺構を傷つけることのない方法か
	泥炭層の地下水位モニタリング方法は適切か
	モニタリング結果を基に遺構保護対策は適切か
	水分維持のための水生植物環境は適切に遺構を保護しているか
	追加指定に向け、地域住民や地権者への説明は適切に行われているか
	指定地内の未公有地の公有地化に向け、地権者との交渉に問題はないか
	② 活用
保存・活用への参画は適切に行われているか	
活用メニューは縄文人と自然との関わりを体感するものになっているか	
活用における自然環境の利用方法は適切か	
遺跡の正しい学史的価値を提供できているか	
学びの場として適切か	
憩いの場としての活用内容は適切なものか	
遺跡内の展示は最新の調査成果を反映したものか	
教育機関との連携内容や方法は適切か	
生涯学習活動との連携内容や方法は適切か	
情報発信の内容や方法は適切か	
調査・研究の内容や方法は適切か	
整備事業に関連した各種調査・記録の整理方法、公開内容・方法は適切か	
③ 整備 (保存)	
	低湿地の土壌水分量維持の方法は適切か
	遺構に影響する樹木の伐採方法は、遺構を傷付けることなく行われているか
	普及啓発のための情報発信の内容と方法は適切か
	(活用) 遺構の表現は最新の学術的根拠を反映しているか
	生活要素(住居跡、土坑、貝層)の表現手法は、適切か
④ 運営・体制	保存管理・活用の体制は適切か
	保存管理・活用の其々の活動に必要な予算配分が出来ているか
	市民と協働での保存・活用の運営方法は適切か
	国・県・市関連部局との連携の内容と方法は適切か
	関連機関との情報共有の内容と方法は適切か
	維持管理・運営に必要な予算は適切な配分が出来ているか